

御意見の概要	御意見に対する考え方
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(PCB廃棄物処理基本計画)の一部を変更する件(案)について	
<p>○微量PCB処理が開始されるに伴い、微量PCBの濃度を定義し、明確にすべき。</p>	<p>←「PCB廃棄物処理基本計画」では、「電気機器又はOFケーブル(PCBを絶縁材料に使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のPCBに汚染されたもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの」を「微量PCB汚染廃電気機器等」と定義いたします。</p> <p>また、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件」においては、以下に掲げるものとして定義いたします。</p> <p>a. 廃PCB等(廃棄物処理法施行令(以下「令」という。)第2条の4第5号イに規定する廃PCB等をいう。)(電気機器又はOFケーブル(PCBを絶縁材料に使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの(以下「PCB汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったものに限る。)</p> <p>b. PCB汚染物(令第2条の4第5号ロに規定するPCB汚染物をいう。)(PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。)</p> <p>c. PCB処理物(令第2条の4第5号ハに規定するPCB処理物をいう。)(a.又はb.に掲げる廃棄物を処分するために処理したのものに限る。)</p> <p>このように、法令上では、PCB濃度で定義せず、PCBによって(非意図的に)汚染されたものを「微量PCB汚染廃電気機器等」としております。</p>
<p>○「微量PCB汚染廃電気機器等」と「微量PCB混入廃電気機器等」とは異なるものなのか。</p> <p>○二次汚染したウェスや土壌・瓦礫は、絶縁油で洗えばPCB汚染絶縁油およびPCB汚染物として、この範囲に入れることが可能となるのか。</p> <p>○自家処理を含めた処理施設で発生した二次汚染物や柱上トランスの分解部品等は「微量PCB汚染廃電気機器等」に含まれるのか。</p> <p>○もとは高濃度でも多量の絶縁油で薄まったものは「微量PCB汚染廃電気機器等」に含まれるのか。</p>	<p>←中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に置かれた微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会とりまとめ(以下「専門委員会とりまとめ」という。)の段階では「混入」と表現していたものを、基本計画上記述するに当たって、「汚染」としたのですが、両者が指すものは同じです</p> <p>←廃棄物処理法施行令第2条第5号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、PCB汚染絶縁油(電気機器等(PCBを絶縁材料に使用した電気機器等を除く。)に使用された絶縁油であって、PCBによって(非意図的に)汚染されたもの)及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものに限り、「微量PCB汚染廃電気機器等」に該当します。</p> <p>←PCB廃棄物の処理施設(自家処理を含む)で発生した二次汚染物や柱上トランスの分解部品等は「微量PCB汚染廃電気機器等」に含まれません。</p> <p>←もとは高濃度で多量の絶縁油で薄まったものは「微量PCB汚染廃電気機器等」に含まれません。</p>
<p>○「…微量のPCBの混入状況の確認…」とあるが、用語の統一の観点から「…微量のPCBの汚染状況の確認…」と表記すべき。</p>	<p>←御指摘を踏まえ、「汚染」に統一いたします。</p>
<p>○微量PCBに定義された濃度以上のPCB廃棄物は高濃度PCB廃棄物とし、JESCOにおける処理対象廃棄物とする必要がある。</p>	<p>←専門委員会とりまとめにおいて、「微量PCB混入廃電気機器等」については、(JESCOでの処理対象となっておらず、)現在その処理体制が整備されていないが、一方で高度な技術を用いて安全かつ効率的に処理を行うことが可能。このような技術を活用した処理を進めるためには、その妥当性について施設毎に評価することが必要であり、従来の都道府県知事による許可に加えて、廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度を活用して、微量PCB混入廃電気機器等に限り、環境大臣が微量PCB混入廃電気機器等の処理業者について認定を行うことが適当であるとされました。</p>
<p>○微量PCB汚染廃電気機器等の処理は、その実状に見合った形で、高濃度PCB廃棄物の処理とは別の法令面での整備がされるべき。</p>	<p>上記の考えに基づき、今般、関係省令及び告示の改正を行い、微量PCB汚染廃電気機器等の処理について、環境大臣の認定の取得で廃棄物処理業の許可及び施設の設置許可を不要とすることにより、微量PCB汚染廃電気機器等の特性を踏まえ、高圧トランス等のPCB廃棄物とは別の処理体制が構築され、その処理が促進されるものと考えております。</p>
<p>○無害化処理に係る特例制度の活用(環境大臣による処理業者の個別認定)によって、処理が促進されるとは思えない。処理事業者側からすれば、住民説明を含めて、説明する相手が増えるだけでより煩雑な事業になるのではないか。</p>	<p>上記の考えに基づき、今般、関係省令及び告示の改正を行い、微量PCB汚染廃電気機器等の処理について、環境大臣の認定の取得で廃棄物処理業の許可及び施設の設置許可を不要とすることにより、微量PCB汚染廃電気機器等の特性を踏まえ、高圧トランス等のPCB廃棄物とは別の処理体制が構築され、その処理が促進されるものと考えております。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○「低濃度PCB汚染物に関する原因究明調査報告書(H17.5)」では、汚染原因については、絶縁油メーカー、機器メーカー、電気機器ユーザー及び廃油回収業者等ライフサイクル関係者それぞれが係った可能性があると考えられていることから、処理費用負担の考え方を議論頂きたい。</p>	<p>←廃棄物処理法において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこととされています。また、PCB廃棄物特別措置法において、事業者(保管事業者)は、PCB廃棄物を自らの責任において確実に適正に処理しなければならないとされており、また、PCB製造者等(PCBを製造した者及びPCBが使用されている製品を製造した者)は、PCB廃棄物の確実に適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないとされています。さらに、同法において、国は、PCB廃棄物の確実に適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており</p>
<p>○微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、早急な処理が求められており、無害化処理認定制度が構築されたものの、全く認定されない状況とならないよう、国主導で処理施設の構築を強力に進めて頂きたい。</p>	<p>微量PCB汚染廃電気機器等については、PCB廃棄物処理基本計画を一部改正し、国において、 ①廃棄物処理法に基づく無害化処理に係る特例制度を活用し、環境大臣が微量PCB汚染廃電気機器等の処理業者について個別に認定を行うことにより、処理体制の整備を図るとともに、 ②処理施設の整備、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のPCBの混入状況の確認に対して支援を行い、 さらに、 ③効率的かつ確実な処理を進めるため、絶縁油中のPCBを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図ることとしております。</p>
<p>○多量の微量PCB汚染廃電気機器を保管をしている事業者が、漏れなく処理を行うべく、早急な処理施設の整備と処理の開始について、国が積極的に支援を行うべき。</p>	<p>上記①については、関係告示の改正により、無害化処理に係る特例対象として微量PCB汚染廃電気機器等を追加し、基準等の整備を図ることとしております。 上記②については、地域グリーンニューディール基金や補正予算の活用により、財政的支援を講ずることとしております。 また、上記③については、現在、短時間にかつ低廉な費用で絶縁油に含まれる微量のPCBの測定法の評価等を行っているところであり、評価結果を踏まえ活用ができると判断された測定方法については、廃電気機器等に使用された絶縁油中のPCB測定に活用できるよう周知することとしております。 以上の取組を進めることにより、微量PCB汚染廃電気機器等の処理の促進を図ってまいります。</p>
<p>○環境大臣が微量PCB汚染廃電気機器等の処理業者の個別認定をする場合、また、処理施設の整備や無害化処理技術の評価の支援を行う場合は、処理料金の低廉化についても十分な検討をお願いしたい。</p>	<p>←無害化処理に係る認定の申請に際しては廃棄物処理法令に基づき、申請者が行った実証試験に関する書類を提出する必要があります。</p>
<p>○微量PCB汚染廃電気機器等の処理施設の整備にあたっては、保管事業場から処理施設までの距離が遠隔の場合、収集運搬コストが高くなることが想定される。低廉に処理するためには、国内の各地域に処理施設を満遍なく整備していくとともに、収集運搬業者が参入しやすい環境を整備することが必要である。</p>	<p>←廃棄物処理法に基づき、環境大臣は、無害化処理に係る認定の申請があった場合には、申請に係る事項等について告示し、申請書等を告示の日から1ヶ月間公衆の縦覧に供しなければならないこととされています。また、同法の規定により、本認定に係る施設の設置に関し利害関係を有する者は、環境大臣に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができることとされています。 なお、処理に係る料金については、処理事業主体である処理業者において適切な情報提供を行う必要があると考えます。</p>
<p>○「微量PCBの混入状況の確認」について、現在も使用中の微量PCB混入機器が多数あると想定される中で、処理を促進させるためにも、成分分析など実態把握に要する費用面での支援制度構築の検討をお願いしたい。</p>	<p>←認定を受けた者に対する指導監督については、廃棄物処理法に基づき、環境大臣が認定した処理施設の監督の一貫性の観点を踏まえ、環境大臣が行うこととしております。</p>
<p>○環境大臣による処理業者の個別認定にあたっては、処理業者に焼却実証試験を実施させるべき。</p>	<p>○処理開始以降も継続的に状況を把握をし、処理能力の向上化など適切な対応をしていくべき。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○PCB廃棄物処理基本計画に、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理の処理期限に係る目標年次等に関する記述を具体的に明記すべき。(同趣旨意見他2件)</p>	<p>←PCB汚染物等及び微量PCB汚染廃電気機器等を含め、PCB廃棄物の処理期限については、PCB廃棄物特別措置法施行令及びPCB廃棄物処理基本計画において、法施行から15年後(平成28年7月)とされており、</p> <p>微量PCB汚染廃電気機器等の処理場所や処理開始時期などについては、今後、無害化処理に係る大臣認定や都道府県知事による許可を受ける微量PCB汚染廃電気機器等の処理業者が出てきた時点で、明らかになるものと認識しております。</p>
<p>○PCB特措法では、処理期限は2016年7月14日となっているが、微量PCB汚染廃電気機器等については対象外か。</p>	
<p>○処理施設の整備や処理の開始時期を基本計画に記載する必要がある。</p>	
<p>○処分可能場所や処理費はいつ頃決まる予定か。</p>	
<p>○微量PCB汚染廃電気機器等について、PCB特措法による定められている処理期限内での具体的な処理施設整備スケジュールや機器処理スケジュールの考え方を示してほしい(同趣旨意見他1件)。</p>	
<p>○廃棄物となっているPCB汚染物等の処理期限も高濃度PCB廃棄物と同じか。</p>	
<p>○PCB廃棄物と同様に、使用中の高濃度PCBを含む機器の処理期限も平成28年7月14日(JESCOへの申し込み期限平成26年12月)となるのか。</p>	<p>←PCB廃棄物処理基本計画中の「微量PCB汚染廃電気機器等」は、PCBによって汚染された電気機器等に係る絶縁油等が廃棄物となったものを指しており、使用中のものは含まれません。</p>
<p>○微量PCBによって汚染された絶縁油を含む電気機器等は、現在も課電中(使用中)のものが大量にあることから、「微量PCB汚染廃電気機器等」を「微量PCB汚染電気機器等」に変更願いたい。(同趣旨意見他4件)</p>	
<p>○使用中のもの(廃棄物となったときに微量PCB汚染廃電気機器等やPCB汚染物等となるもの)の処理期限はいつ頃とされる予定か。(同趣旨意見他1件)</p>	<p>←専門委員会とりまとめにおいて、「微量のPCBが混入している可能性のある、使用を終えた電気機器等についてのPCBの測定はもとより、使用中の電気機器等についても、PCBの測定が機会を捉えて行われることが望ましい。これを踏まえ、微量PCB混入廃電気機器等の保管状況や、使用後に適正に廃棄され、処分が行われること等について更なる把握を行い、全容を踏まえた計画的な処理体制の整備に努めることが適当。」「現在使用されている電気機器等のうち絶縁油中に微量のPCBを含むものについて、今後の技術開発の状況を踏まえ、関係府省と連携した上で、その取扱いについて検討を進めていくことが適当。」とされており、今後も引き続き検討を進めてまいります。</p>
<p>○以下の記述を追記すべき。 「微量PCB汚染電気機器等の課電中(使用中)のものについては、使用状況での汚染除去方法として行なわれる、現場洗浄等で発生する微量PCB汚染絶縁油の処理体制の整備を図る。」 (同趣旨意見他4件)</p>	
(PCB汚染物等の処理について)	
<p>○国の設備で現在使われているPCBの入った安定器や機械器具などの処理や交換について、国が予算措置を講じるようお願いしたい。</p>	<p>←微量PCB汚染廃電気機器等については、(独)環境保全再生機構が行う助成金の交付対象とはしておりませんが、微量PCB汚染電気機器等の処理の促進を図るため、地域グリーンニューデール基金を活用し、微量のPCBに汚染されているおそれのある電気機器等に微量PCBが混入しているかどうかを把握するための事業及び微量PCB廃棄物の処理施設の整備事業に対する財政的支援を講じることとしております。</p> <p>今後とも、国において財政的支援に係る予算措置を講じることにより、保管事業者によるPCB廃棄物の処理の促進を進めてまいります。</p>
<p>○(独)環境保全再生機構が行うことができるとされている助成金の交付対象者である中小企業者等に地方公共団体も含めてほしい。</p>	
<p>○微量PCB汚染廃電気機器等についても、助成金の交付対象としてほしい。(同趣旨意見他1件)</p>	

御意見の概要	御意見に対する考え方
○近畿圏内にあるPCB汚染物等を処理する場合、JESCO北九州事業所まで運搬する必要があるのか。	←PCB廃棄物処理基本計画において、近畿圏はJESCOの北九州事業の事業対象区域外となっております。PCB汚染物等に係る全国の処理体制については検討中であり、その方針が固まり次第明らかにすることとしています。
無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件(案)について	
○無害化処理の特例対象として追加した微量PCB汚染廃電気機器等の中に、PCB汚染絶縁油に汚染された廃棄物も含まれているが、PCB汚染絶縁油の由来を問わず、濃度のみで規定すれば、何でも「微量PCB汚染廃電気機器等」として許容することになるのではないのか。	←「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件」においては、以下のものを特例の対象としており、PCB濃度で定義せず、PCBによって(非意図的に)汚染されたものを「微量PCB汚染廃電気機器等」としております。a. 廃PCB等(廃棄物処理法施行令(以下「令」という。)第2条の4第5号イに規定する廃PCB等をいう。)(電気機器又はOFケーブル(PCBを絶縁材料に使用した電気機器又はOFケーブルを除く。))に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの(以下「PCB汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったものに限る。)
○「ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」について、当該表記が高濃度PCBに関する記述なのか微量PCBに関する記述なのか混乱するため、「微量」を追記し、「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」と明確に表記すべき。(同趣旨意見他1件)	b. PCB汚染物(令第2条の4第5号ロに規定するPCB汚染物をいう。)(PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。)
○高濃度と低濃度、微量の定義を明確にして頂きたい。少なくとも特例の対象となる微量とはどの程度なのか数値を示すべき。	c. PCB処理物(令第2条の4第5号ハに規定するPCB処理物をいう。)(a.又はb.に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。)
○無害化処理に係る特例の対象として、以下を追加すべき。「d. 微量PCB汚染電気機器等の現場採取及び洗浄行為で発生する、微量PCB汚染絶縁油が廃棄物になったものに限る。」	なお、微量PCB汚染電気機器等の現場採取及び洗浄行為で発生するPCB汚染絶縁油が廃棄物になったものは、上記のa.に該当します。
微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等を定める件等(案)	
(無害化の基準)	
○無害化の基準において、(PCBが)「付着していない」との表記があるが、具体的基準を数値にて明確にすべき。(同趣旨意見他1件)	←当該無害化の基準は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成4年厚生省告示第192号)第3号に規定する方法により検定した場合における検出値によるものといたします。
○無害化の基準について、微量PCB汚染廃電気機器等に係る無害化処理対象物質は、絶縁油中に混入した微量PCBに汚染された絶縁油であり、また、無害化処理前及び処理後に「PCB」自体が単独で廃プラスチック類・金属くず等に直接付着する挙動は考えられないことから、基準中の「PCB」の表記を「微量PCBに汚染された絶縁油」とすべき。	←当該無害化の基準は、微量PCB汚染廃電気機器等を処理したのについて定めたものであり、その検定に際しては、その処理したものに含まれるPCBの量を測定することから、「PCB」と表記するものです。
(無害化処理の内容の基準)	
○無害化処理の内容の基準に関して、「排ガス・放流水のPCB濃度が人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであること」とあるが、具体的な濃度規定を提示してほしい。	←無害化処理の認定を受けて処理を行う施設においては、PCB等について、排ガス、放流水による生活環境保全上の支障が生じないようにすることが必要です。具体的には、公害関係法令等に基づく排出基準値等や周辺の環境濃度等を考慮して管理を行うことが適当と考えています。
(無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)	
○「…6月に1回以上…」とあるが、「…6箇月に1回以上…」の誤りではないのか。法令用語ではなく、常識的な明快な用語で記述すべき。(同趣旨意見他1件)	←ご指摘を踏まえ、今後パブリックコメント等を行う場合は、誤解のないわかりやすい表現となるよう留意いたします。
○「…試験を6月に1回以上行い…」とあるが、「…試験を2月に1回以上行い…」とすべき。	←微量PCB汚染廃電気機器等を処理したものが無害化の基準に適合していることを確認するための試験については、石綿含有一般廃棄物等に係る規定と同等の要件を定めることとし、試験を6箇月に1回以上行うことと規定したものです。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○委託者は、処理事業者に対し、「当該機器等が微量PCB汚染機器であることの証明できる情報を提示しなければならない。」旨を追加していただきたい。 またこの情報により、当該機器が微量PCB汚染機器であることを確認できた場合には、処理事業者は受入時に改めて分析を行う必要がないようにしていただきたい。</p>	<p>←廃棄物処理法上、排出事業者は、PCB廃棄物を含む特別管理産業廃棄物の処理を委託する際には、あらかじめ、委託する廃棄物の種類、数量、性状等を文書で通知することとされています。 また、PCB廃棄物を含む特別管理産業廃棄物の処理の受託に当たっては、受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこととされており、環境大臣の無害化処理認定を受ければ、廃棄物処理業の許可及び施設の設置許可を不要とすることから、処理を行う者の要件について特別管理産業廃棄物処理業の許可及び施設の設置許可と同等の要件を定めております。 当該規定は、微量PCB汚染廃電気機器等が確実に処理されていることについて日常的な管理を行うため、受け入れる微量PCB汚染廃電気機器等の性状を把握するために必要な分析設備を設置する必要があることから設けたものであり、特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合の許可の基準として同様の規定が定められていることから、当該規定は必要であると考えます。 なお、処分する微量PCB汚染廃電気機器等の管理に必要な精度を有する簡易な分析方法によることも可能と思料されます。</p>
<p>○微量PCB廃棄物の処理を委託する前に、濃度分析を行い、それを証明する資料などを処理委託契約書に添付するなど、微量PCB廃棄物であることを処理施設に搬入される前に明確にさせるべき。</p>	
<p>○「微量PCB汚染廃電気機器等の処分を業として行う場合には、処分する微量PCB汚染廃電気機器等の性状を分析することのできる設備を設けること。」とあるが、分析頻度や緊急時の対応が確保できる場合に限り、社外分析機関の活用も認めていただきたい。</p>	
<p>○分析を外注して行う場合であれば分析設備を設ける必要はないので、「分析設備の設置」を環境大臣認定の取得要件から除外して頂きたい。</p>	
<p>○排出事業者が特別管理産業廃棄物の処理を処理業者へ委託する場合には、委託基準に従い、委託しようとする廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報を文書で処理業者へ通知する共に、委託契約の中で処理業者へ提供することとされている。そこで、微量PCB汚染廃電気機器等の処理を行う場合にあっては、特別管理産業廃棄物と同様な委託基準を排出事業者が義務づけて頂きたい。 ○排出事業者に対して、廃棄物情報提供義務の周知・徹底をお願いしたい。</p>	<p>←微量PCB汚染廃電気機器等は特別管理産業廃棄物であり、微量PCB汚染廃電気機器等に係る排出事業者は、その運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準に従わなければならないとされております。法律上の義務及びその趣旨の徹底に向け、引き続き周知徹底を行ってまいります。</p>
<p>○無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準について、処理プロセスにおける環境保全及び周辺住民等の理解を得るため、「無害化処理事業に関するリスクコミュニケーション計画を策定し、リスクマネジメントを適切に行うことができる者であること」を追加すべき。</p>	<p>←廃棄物処理法に基づき、無害化処理の認定を受けた者は、当該認定に係る施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記載し、これを当該施設に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならないとされております。 また、同法に基づき、当該無害化処理の認定を行い、行おうとする者は、異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講ずることその他の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であることが認定の要件とされております。</p>
<p>○無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準として、課電現場で絶縁油の抜取洗浄行為を行なうことを考慮して、以下を追記すべき。 「・微量PCB汚染電気機器等を課電の状態、抜取洗浄を行なうものは、微量PCB汚染物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、微量PCB汚染物が他の物と混入する恐れがないように対策を講じること。」 (同趣旨意見他4件)</p>	<p>←無害化処理に係る特例の対象となる「微量PCB汚染廃電気機器等」は、PCBによって汚染された電気機器等に係る絶縁油等が廃棄物となったものを指しております。使用中のものは廃棄物ではありませんので、特例の対象外(廃棄物処理法の対象外)となります。</p>
<p>(無害化処理の用に供する施設の維持管理及び施設の基準)</p>	
<p>○無害化処理の用に供する施設の維持管理及び施設の基準では、燃焼施設しか記載がないが、自家処理で既に稼働している洗浄施設に関しても何らかの基準を設定すべき。</p>	<p>←産業廃棄物処理施設である廃PCB等又はPCB処理物の分解施設やPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設に係る維持管理及び施設の基準は、廃棄物処理法施行規則に既に定められており、無害化処理に関しても、その基準に則り行う必要があります。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○ 焼却施設では、種々の運転状況が想定され、内部気圧の変動・内部温度の変動の許容範囲、投入する微量PCB汚染廃電気機器等の量と滞留時間との関係、停電時の気流制御条件や非常用電源の設置など、検証すべき条件が多数あると考えるが、基準に含めないと安易になりすぎることが懸念される。</p>	<p>←当該無害化処理の用に供する施設のうち、焼却施設については、焼却温度及び滞留時間等に係る規定を除き、通常の産業廃棄物処理施設と同等の維持管理及び施設の基準に適合していることが必要となります。</p>
<p>○ 無害化処理に供する施設の維持管理及び施設の基準の中で、「無害化処理を行うことができる温度」「無害化処理に必要な滞留時間」とあるが、具体的な温度・滞留時間を明らかにして頂きたい。(同趣旨意見他1件)</p>	<p>←無害化処理の認定の特例として定めている無害化処理の用に供する施設に係る維持管理及び施設の基準においては、具体的な焼却温度・滞留時間に関する規定は設けておりませんが、申請者が提出する実証試験に関する書類等を踏まえ、確実に無害化されることを確認した上で、認定を行うこととしております。</p>
<p>○ 無害化処理に供する施設の維持管理及び施設の基準において、トランス及びコンデンサ等を固定床炉にて焼却処分した場合は、固定床炉を前処理施設と位置付け、気化された焼却ガスを850℃以上で2秒以上滞留している焼却室にて無害化することによって処理が可能として頂きたい。</p>	
<p>○ 「焼却室内に投入された微量PCB汚染廃電気機器等の温度を、速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと」「微量PCB汚染廃電気機器等を、無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること」とあるが、ここでいう温度は1,100℃なのか、又はそれ以下でも無害化出来れば構わないのか。 ○ 1,100℃は一般的な焼却設備の二次焼却炉出口地点の温度を示すのか。 (同趣旨意見他1件)</p>	
<p>○ 「焼却室内に投入された微量PCB汚染廃電気機器等の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調整すること」「無害化処理に必要な温度を微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること」とあるが、ここでいう滞留時間は2秒以上なのか、又は2秒未満でも無害化出来れば構わないということか。 ○ 二次焼却炉がある一般的な焼却設備では、上記の温度1,100℃も含め「二次焼却炉の出口地点まで1,100℃以上を保ち2秒以上の滞留時間が必要」と解釈するのか。 (同趣旨意見他1件)</p>	
<p>○ 無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準に「保管施設を有する場合・・・」の記載があるが、5項の無害化処理の用に供する施設の基準には同様な記載がなく、不自然である。</p>	<p>←産業廃棄物処理法施行規則に基づき、無害化処理の用に供する施設の基準として、「産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置が講じられていること」と定められており、無害化処理に関しても、その基準に則り行う必要があります。</p>
<p>○ 焼却施設の維持管理の基準又は施設の基準が明記されているが、市民が反対するのでやめてほしい。</p>	<p>←専門委員会のとりまとめにあるように、平成17年度より、安全かつ確実な処理について確認することを目的として、微量PCB混入廃電気機器等に関する焼却実証試験を実施しており、これまでの実証試験の結果においては、微量のPCBに汚染された絶縁油等の焼却処理をした場合に、確実かつ周辺環境へ影響を及ぼすことなく安全に分解されることを確認しております。</p>
<p>○ 焼却による処理は不安であり、PCB廃棄物を燃焼処理すべきではない。</p>	
<p>○ JESCOも無害化処理認定が受けられるような基準にしてほしい。</p>	<p>←JESCOが無害化処理認定を受けることは、当該認定制度上可能です。一方で、JESCOが設置する拠点的広域処理施設では、PCB廃棄物のうち高圧トランス等及び汚染物を処理の対象とすることとしており、PCB廃棄物処理基本計画にその旨規定されています。</p>
(無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項)	
<p>○ 無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項として、無害化処理に伴い生成する物の最終処分場も記載すべき。</p>	<p>←無害化処理の認定に係る申請にあたっては、無害化処理に伴い生成する物の処分方法を申請書に記載しなければならないとしております。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
(実証試験に関する書類)	
<p>実証試験に関する書類について、環境省は産業廃棄物焼却施設の協力を得て微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験を実施しているが、無害化処理の認定にあたっては、事業者自らが主体となって実証試験を実施できるようにして頂きたい。</p>	<p>←無害化処理の認定に係る申請時に添付する実証試験に係る書類については、原則として、申請者の責任において、必要な実証試験を実施する必要があります。</p>
<p>実証試験に関する書類では、実証試験データで示される結果は処理施設運転の一例にすぎず、実証試験で示された範囲の運転条件に関してのみ基準に適合すると、実操業での運転条件との差異も想定されるが、どう判断して操業許可を出すのか、使用前検査でどこまで確認するのか、基準に示すべき。</p>	<p>←無害化処理の認定にあたっては、実証試験に係る書類のみならず、申請書の内容を確認し、学識経験者の意見も聞いた上で、定められた基準に適合していると認められる場合に認定をすることとなります。</p>
(記録の閲覧)	
<p>○環境省や都道府県は認定施設名や実施施設名、処理の状況等をわかりやすく逐次公開をすべき。</p>	<p>←無害化処理の特例に係る認定の申請がなされた場合、環境大臣は、申請者名等を告示するとともに、申請書等を公衆の縦覧に供することとされています。また、無害化処理の認定を受けた者は、当該認定に係る施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記載し、これを当該施設に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならないとされており、</p>
(記録する事項)	
<p>○記録する事項では、マニフェストの控えがないと何処の誰が保有していたPCB廃棄物を処理したのか解らなくなる。総量の把握公開・処理済み量公開は必須であり、事業者が事業運営できるようバックアップすべきではないか。</p>	<p>←無害化処理の認定を受けた者は、処分した微量PCB汚染廃電気機器等の各月ごとの種類及び数量について、翌月の末日までに記録を備え置くこととされています。また、認定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における無害化処理に関し、処理を行った産業廃棄物の種類ごとに、無害化処理に伴って生ずる物の種類、性状、数量及び処分量ごとの処分量等を環境大臣に報告することとされています。</p>
<p>○この項目にのみ分解施設・洗浄施設・分離施設に関する記載が出てくる。不十分ではないか。</p>	<p>←「記録する事項」の部分に関しては、法令上、廃棄物処理法施行規則の規定が適用される形となっていないため、それぞれの施設について記録が必要な事項をそれぞれ規定している一方で、その他の部分に関しては、既に廃棄物処理法施行規則等に基準が定められており、無害化認定による施設に関してもその基準が適用されるため、焼却施設について無害化処理の特例を定める以外に、本告示で改めて基準を定める必要がないため、案のような規定となっております。</p>
<p>○記録する事項について、PCBの処理を行う事業の特殊性の観点から、排ガス中におけるPCB濃度も追加して測定及び記録を義務付けるべき。</p>	<p>←同時に御意見の募集を行っている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)において、PCB廃棄物焼却施設での排ガス中のPCB濃度を測定及び記録する規定を設けており、無害化認定に基づいて設置される焼却施設についても、同規定が適用されます。</p>
(その他)	
<p>○「100ppm以下のPCB汚染物が対象」など処理できる微量PCB廃棄物が明記された処理業者の許可証と同格の認定証のようなものを発行すべき。</p>	<p>←廃棄物処理法に基づき、環境大臣は、無害化処理の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、処理する産業廃棄物の種類等の事項を記載した認定証を交付しなければならないとされており、</p>
<p>○申請から認定までの標準処理期間を定め、より迅速に処理施設を稼働させてほしい。</p>	<p>←本制度の趣旨を踏まえ、微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進するため、申請内容を十分確認しつつ、遅滞なく審査を進めるよう努めます。</p>
<p>○2. (3)別紙の表題「ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等…」について、当該表記が高濃度PCBに関する記述なのか微量PCBに関する記述なのか混乱するため、「微量」を追記し、「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」と明確に表記すべき。</p>	<p>←ご指摘のとおり、「微量」の文言が漏れておりました。資料にわかりにくい部分があったこととお詫びいたします。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○高濃度PCBの場合、JESCOの各事業所へ搬入するためには、JESCOの入門許可を受けることが求められており、自己搬入は認めていない。微量PCBについても、それに準じた規定を設けるべき。</p>	<p>←微量PCB汚染廃電気機器等の収集運搬に当たっては、廃棄物処理法に定められるPCB廃棄物の収集運搬の基準を遵守して行う必要があります。また、今後、PCB廃棄物の収集・運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項を具体的に示すものとして、微量PCB汚染廃電気機器等の収集運搬に係るガイドラインを定め、公表する予定としています。</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)</p>	
<p>○「…6月に1回以上測定…」とあるが、「…2月に1回以上測定…」とすべき。</p>	<p>←既存のPCB分解施設等での排水中のPCB濃度の測定頻度と同様の要件とするため、六箇月に一回以上としたものです。←許可を受けてPCB廃棄物の処理施設を設置している者は、排ガス中に含まれるPCBにより生活環境保全上の支障が生じないよう、施設の維持管理を行う必要があります。</p>
<p>○排ガス中、排水中等の環境測定が半年に1回以上では不安であり、操業時の事故やトラブルなどの対応も具体的に明記すべき。</p>	<p>また、PCB廃棄物の処理施設については、施設の種類にかかわらず、事故時におけるPCB廃棄物の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を設けることが規定されています。</p>
<p>○排気中のPCB濃度を管理するためには、換気システムの必要性やPCB濃度が万一基準を越えた場合の対策が必要ではないか。</p>	<p>一方、事故時の対応については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設で事故が発生し、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に対する届け出なければなりませんとされています。更に、都道府県知事は、設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、応急の措置を講ずるよう命ずることができます。</p> <p>※なお、御意見の募集を行った段階では、焼却施設とともに、分解、洗浄及び分離の各施設(分解等施設)について排ガス中のPCB濃度の測定を施設の維持管理基準に追加する案をお示ししておりましたが、再度検討した結果、分解等施設については、排ガス中PCB濃度測定に関する維持管理基準に加えて排ガス処理に関する施設基準も含めて引き続き検討が必要であると考え、今回は上記測定を維持管理基準に追加することはしないことと致しました。</p>
<p>独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令等(案)</p>	
<p>○今回の規則改正で微量PCBの処理についても、高濃度PCB処理と同様に中小企業割引が受けられることになるが、改正案などを見る限りそれらのことが分かりにくいので、改正省令(案)を改善してほしい。</p>	<p>←今回の改正では、微量PCB廃電気機器等の処理費用について、環境再生保全機構による支援の対象とはなっておりません。</p>
<p>その他(微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会とりまとめ(平成21年3月)について)</p>	
<p>○焼却施設と洗浄施設等を別々に認定する仕組みにしてほしい。</p>	<p>←焼却施設と洗浄施設に関し、別々の認定を取得することは可能です。</p>
<p>○既存の焼却実証試験の結果を踏まえ、無害化処理認定制度の運用やガイドラインの制定等がなされるべき。(同趣旨意見他1件)</p>	<p>←無害化処理の認定の特例として定めている無害化処理の用に供する施設に係る維持管理及び施設の基準においては、具体的な燃焼温度・滞留時間に関する規定は設けておりませんが、申請者が提出する実証試験に関する書類等を踏まえ、確実に無害化されることを確認した上で、認定を行うこととしております。</p>
<p>○PCBの処理には少なくとも1000℃に近い燃焼温度が必要であり、燃焼炉温度が1100℃未満の施設への認定には問題がある。 ○新たな処理技術として、超高温(2800～4500℃)での全溶融処理技術の調査検討をすべき。</p>	
<p>○廃掃法で定められている焼却施設の条件(燃焼温度:800℃以上、滞留時間:2秒以上)での実証試験を行うべき。</p>	
<p>○850℃以上の施設の認定実施についても検討してほしい。</p>	
<p>○微量PCB混入廃電気機器等の保管場所における移動式洗浄施設を用いた洗浄処理について、制度上の対応を検討してほしい。</p>	<p>←御意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
○微量PCB混入廃電気機器等の収集運搬に関するガイドラインについて、現状のPCB廃棄物収集・運搬ガイドラインの基準を下回るべきではない。	←微量PCB汚染廃電気機器等の収集運搬に当たっては、廃棄物処理法に定められるPCB廃棄物の収集運搬の基準を遵守して行う必要があります。また、今後、PCB廃棄物の収集・運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項を具体的に示すものとして、微量PCB汚染廃電気機器等の収集運搬に係るガイドラインを定め、公表する予定としています。
○微量PCB汚染廃電気機器等の運搬に関するガイドラインについては、高濃度PCB廃棄物と同等の基準ではなく、可能な限りハードルを下げて頂きたい。	御意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
○廃棄物の発生から無害化処理に至る過程のトレーサビリティの確立を図り、改正案の具体的な内容が広範に及ぶ関係者へ周知徹底されるよう、説明会等の機会を十分に設定すべき。	←制定された省令・告示については、環境省ホームページに掲載するとともに、産業廃棄物に関する事務を所管する都道府県等に対し通知を行います。また、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化認定制度に関する手引きを作成し、ホームページに掲載するほか、事業者及び一般の方々を対象とした微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するパンフレットを作成し、こちらもホームページに掲載する予定です。それらの施策等を通じ、関係者の皆様に御理解いただけるよう周知を図っていくこととしております。
○処理業者の認定は、必ず事前に周辺住民への周知、理解を得た上で実施すべき。そのためにも関連情報は積極的に公開すべき。	←無害化処理の特例に係る認定の申請がなされた場合、環境大臣は、申請者名等を告示するとともに、申請書等を公衆の縦覧に供することとされています。また、無害化処理の認定を受けた者は、当該認定に係る施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記載し、これを当該施設に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならないとされています。御意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
○専門委員会とりまとめに、微量PCB混入廃電気機器等の処理に関する必要な情報の提供及び早い時期からの周辺住民等との対話などに関する記述があるが、今回の省令、告示では、これに対応した改正はなされるのか。 ○無害化処理認定の申請者に対して、地元説明会を行うよう義務付けるべき。	
○微量のPCB汚染が判明した使用中機器については、計画的に使用を中止することとなっているが、使用を継続するための無害化処理方を検討頂きたい。(同趣旨意見他3件)	←御意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
○微量PCB汚染絶縁油を熱源として処理方を考慮することは、地球温暖化対策にもなり、総費用の低減を図ることも可能となる。	←御意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
○PCB汚染物の実証試験の試験対象を国が主体となって選定し、積極的に試験を実施して頂きたい。(同趣旨意見他1件)	←御意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
その他	
○現保管場所から処分場への移動についてもPRT Rの報告の対象とすべき。	←PRTRについては今回の意見募集の対象範囲ではありませんが、御意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。